

# 第14回北斗市農業委員会総会議事録

令和5年4月27日 開催

北斗市農業委員会

招 集 年 月 日	令和5年4月27日					
招 集 場 所	北斗市総合分庁舎 3階 大会議室					
委員の出欠状況 (出席 14名) (欠席 0名)	1番	澤 田 亨	出席	8番	落 合 修	出席
	2番	山 本 正 人	出席	9番	吉 田 勝 幸	出席
	3番	齊 藤 介 男	出席	10番	佐々木 敬 子	出席
	4番	笠 原 勝 幸	出席	11番	時 田 孝 喜	出席
	5番	佐々木 秀 樹	出席	12番	加 藤 隆	出席
	6番	岡 村 栄 士	出席	13番	佐々木 勝 利	出席
	7番	中 川 哲	出席	14番	和 田 勝 雄	出席
本会議に職務のため出席した者の職氏名	北斗市農業委員会 事務局長 吉 田 賢 一 係 長 大 森 千 里 再 任 用 澤 口 則 之					

<p>会長提出議案</p>	<p>報告第 1 号 農地法第 3 条の規定による届出について  報告第 2 号 農地改良に係る届出について  議案第 1 号 土地の現況証明書の交付について  議案第 2 号 農地法第 18 条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について  議案第 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について  議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について  議案第 5 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画（所有権移転）の決定について  議案第 6 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画（賃貸借）の決定について  議案第 7 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画（使用貸借）の決定について  議案第 8 号 農地移動適正化あっせんの申出について  議案第 9 号 土地の現況証明調査委員の指名について  議案第 10 号 令和 5 年度最適化活動の目標の設定等について</p>
<p>委員提出議案 等の標題</p>	

## 第14回北斗市農業委員会総会議事日程

開議 令和5年4月27日 午後 1時30分

- |       |  |          |
|-------|--|----------|
| 日程第 1 | 会議録署名委員の指名について                               |          |
| 日程第 2 | 会期の決定について                                    |          |
| 日程第 3 | 農地法第3条の規定による届出について                           | (報告第1号)  |
| 日程第 4 | 農地改良に係る届出について                                | (報告第2号)  |
| 日程第 5 | 土地の現況証明書の交付について                              | (議案第1号)  |
| 日程第 6 | 農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について              | (議案第2号)  |
| 日程第 7 | 農地法第3条の規定による許可申請について                         | (議案第3号)  |
| 日程第 8 | 農地法第5条の規定による許可申請について                         | (議案第4号)  |
| 日程第 9 | 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画(所有権移転)の決定について | (議案第5号)  |
| 日程第10 | 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画(賃貸借)の決定について   | (議案第6号)  |
| 日程第11 | 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画(使用貸借)の決定について  | (議案第7号)  |
| 日程第12 | 農地移動適正化あっせんの申出について                           | (議案第8号)  |
| 日程第13 | 土地の現況証明調査委員の指名について                           | (議案第9号)  |
| 日程第14 | 令和5年度最適化活動の目標の設定等について                        | (議案第10号) |

## 第 1 4 回北斗市農業委員会総会議決結果表

令和 5 年 4 月 2 7 日

番号	番号 報告・議案	件 名	提出者	議決 結果	備考
1	報告第 1 号	農地法第 3 条の規定による届出について	会長	報告済	5 件
2	報告第 2 号	農地改良に係る届出について	会長	報告済	1 件
3	議案第 1 号	土地の現況証明書の交付について	会長	決定	6 件
4	議案第 2 号	農地法第 1 8 条の規定による合意解約通知の 成立状況の確認について	会長	決定	5 件
5	議案第 3 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について	会長	決定	2 件
6	議案第 4 号	農地法第 5 条の規定による許可申請について	会長	決定	1 件
7	議案第 5 号	農業経営基盤強化促進法第 1 8 条の規定による 農用地利用集積計画（所有権移転）の決定 について	会長	決定	1 2 件
8	議案第 6 号	農業経営基盤強化促進法第 1 8 条の規定による 農用地利用集積計画（賃貸借）の決定につ いて	会長	決定	3 1 件
9	議案第 7 号	農業経営基盤強化促進法第 1 8 条の規定による 農用地利用集積計画（使用貸借）の決定につ いて	会長	決定	4 件
1 0	議案第 8 号	農地移動適正化あっせんの申出について	会長	決定	5 件
1 1	議案第 9 号	土地の現況証明調査委員の指名について	会長	決定	—
1 2	議案第 10 号	令和 5 年度最適化活動の目標の設定等につ いて	会長	決定	1 件

# 第14回北斗市農業委員会総会

(午後 1時30分 開会)

<p>(開会宣言) 和田会長</p>	<p>どうも、お疲れさまでございます。</p> <p>何か、3月と4月の気温が逆のような状況が続きまして、風も強く、大変御苦労なさっているのではなかろうかと思えます。ハウスに入っている人は暖かくて、表に出ると寒いということで、健康には十分注意して農作業に励んでいただきたいと思います。色々と、農作業のほうも順調に進みまして、皆さんが励んでいることと思えますが、皆さんから聞こえる声は資材が高い、色々と掛かる経費が高いなどと言われ、野菜の価格が上がっていくような状況がないというようなことを聞きます。</p> <p>先般、渡島農業委員会連合会総会、会長・事務局長研修会がございました。その時も、やっぱりそのような声が非常に聞かれ、どこの町村も大変苦しい立場にあるような、状況下にあるということで、この先、今年は明るくなるのだろうかというような心配をしております。でも、それに打ち勝つように前に進んでいかななくてはなりません。</p> <p>そんなことで、我々の3年の任期、委員としての活動がちょうど2年目ということで、脂の乗る時期でございます。色んな出来事があると思えますけれども、どうかひとつ皆さんの御協力のもとで農地の改善、その他色々と御尽力くだされば幸いと思えます。2年目ということで、皆さんのほうも身を引き締めて励んでいただきたいと思います。</p> <p>本日の総会は、報告2件、議案10件であります。</p> <p>御審議のほどよろしくお願い申し上げまして、簡単ですが挨拶いたします。</p>
<p>事務局長</p>	<p>委員の動向をお知らせいたします。</p> <p>本日は、全委員が出席しております。</p> <p>北斗市農業委員会会議規則第7条では、「会長は、会議の議長となり議事を整理する」こととなっておりますので、この後の議事については和田会長が進行いたします。どうぞ、よろしく願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、早速、会議を始めさせていただきます。</p> <p>本日の議事日程は、お手元に印刷配布のとおりであります。</p> <p>直ちに日程に入ります。</p>
<p>日程第1 議長</p>	<p>日程第1 本日の会議録署名委員を指名いたします。</p> <p>議席番号2番山本正人委員、議席番号11番時田孝喜委員の両名を指名いたします。</p>

<p>日程第 2 議 長</p>	<p>日程第 2 会期の決定についてをお諮りいたします。 本総会の会期は、本日 1 日と決定することに御異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>御異議なしと認め、本総会は本日 1 日と決定いたしました。</p>
<p>日程第 3 議 長</p>	<p>日程第 3 報告第 1 号「農地法第 3 条の規定による届出について」を議題といたします。 番号 1 から番号 5 までを一括上程いたします。 事務局に朗読させます。</p> <p>(事務局：朗読)</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局長より説明があります。</p>
<p>事務局長</p>	<p>御説明いたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定によりまして、農地又は採草放牧地について、相続等により権利を取得した者は農業委員会に届け出ることとなっております。</p>
<p>議 長</p>	<p>番号 1 につきましては、白川コミュニティセンターより東側の農地でございます。番号 2 につきましては、大野農業高校より西側及び向野浄水場より東側の農地でございます。番号 3 につきましては、千代田会館より東側の農地でございます。番号 4 につきましては、東開発神社より北西側、J A 新はこだて大野支店第 1 号農業倉庫より北側などの農地でございます。番号 5 につきましては、特別養護老人ホームつれづれの郷より南側の農地でございます。これらの届け出につきましては、北斗市農業委員会事務専決規程に基づき専決処分しましたことを御報告するものでございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>以上でございます。</p> <p>朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>御異議がありませんので、本件は報告済みといたします。</p>
<p>日程第 4 議 長</p>	<p>日程第 4 報告第 2 号「農地改良に係る届出について」を議題といたします。 番号 1 を上程いたします。 事務局に朗読させます。</p> <p>(事務局：朗読)</p>

議 長	事務局長より説明があります。
事務局長	<p>御説明いたします。</p> <p>本件に関しましては、特別養護老人ホームつれづれの郷より西側の農地でございますが、畑として使用しておりますが、排水が悪く水がたまることから、それらを解消するため盛土するものであります。この届け出は、北斗市農業委員会農地改良等取扱要綱の改良基準を満たしていることから、届出者に対し受理通知書を交付しましたことを御報告するものでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	<p>朗読が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議 長	御異議がありませんので、本件は報告済みといたします。
日程第5 議 長	<p>日程第5 議案第1号「土地の現況証明書の交付について」を議題といたします。</p> <p>番号1から番号6までを一括上程いたします。</p> <p>事務局に朗読させます。</p> <p>(事務局：朗読)</p>
議 長	朗読が終わりましたので、調査委員を代表いたしまして、落合修委員より報告をお願いいたします。
落合委員	<p>土地の現況証明の調査に行ってまいりました。</p> <p>調査年月日は令和5年4月12日、調査委員は私と吉田委員、佐々木委員、時田委員、事務局からは2人が随行してまいりました。</p> <p>1番[地区名]、当該地は申請のとおり雑種地化しており、農地として利用することは困難と判断し農地採草放牧地以外と認定する。2番[地区名]、当該地は申請のとおり山林化しており、農地として利用することは困難と判断し農地採草放牧地以外と認定する。3番[地区名]、当該地は申請のとおり山林化しており、農地として利用することは困難と判断し農地採草放牧地以外と認定する。4番[地区名]、当該地は申請のとおり雑種地化しており、農地として利用することは困難と判断し農地採草放牧地以外と認定する。5番[地区名]、当該地は申請のとおり宅地化しており、農地として利用することは困難と判断し農地採草放牧地以外と認定する。6番[地区名]、当該地は申請のとおり雑種地化しており、農地として利用することは困難と判断し農地採草放牧地以外と認定する。</p> <p>以上です。</p>
議 長	報告が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。



議 長	<p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>御異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。</p>
<p>日程第6 議 長</p>	<p>日程第6 議案第2号「農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」を議題といたします。 番号1から番号5までを一括上程いたします。 事務局に朗読させます。</p> <p>(事務局：朗読)</p>
議 長	事務局長より説明があります。
事務局長	<p>御説明いたします。</p> <p>本件に関しましては、合意による解約が引き渡し期限の6カ月以内に行われていることが要件となっております、解約合意と引き渡しが同日で行われ、通知されておりますので問題ないと考えられます。</p> <p>なお、番号1及び番号2の案件につきましては、この後の議案第6号(賃貸借の決定)において。また、番号3及び番号5の案件につきましては、議案第5号(所有権移転の決定)において。そして番号4の案件につきましては、議案第3号(農地法第3条の規定による許可申請)において、それぞれ御審議いただく予定となっております。</p> <p>以上、よろしく御審議願います。</p>
議 長	<p>朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議 長	御異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。
<p>日程第7 議 長</p>	<p>日程第7 議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。 番号1及び番号2を一括上程いたします。 事務局に朗読させます。</p> <p>(事務局：朗読)</p>
議 長	事務局長より説明があります。
事務局長	<p>御説明いたします。</p> <p>番号1につきましては、清水川変電所より西側の農地で、経営規模拡大を図ろうとする方へ売買するものでございます。番号2につきましては、先ほどの議案第2号(合意解約通知の成立状況の確認)</p>

	<p>がありました上磯中学校より西側の農地で、隣接する農地を耕作している方へ売買するものでございます。</p> <p>以上、よろしく御審議願います。</p>
議 長	<p>朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。</p> <p>1 1 番時田委員。</p>
時田委員	<p>1 番、2 番とも売買ですよね。1 0 アール当たりいくらかで売買したのか知りたいんですけども。</p>
議 長	<p>事務局長。</p>
事務局長	<p>お答えいたします。</p> <p>1 番につきましては、反当たり金額くらいです。2 番につきましては、反当たり金額くらいです。そちらの金額で、売買ということで合意が取れているという状況でございます。</p>
落合委員	<p>すみません。</p>
議 長	<p>8 番落合委員。</p>
落合委員	<p>今の質問に関連なんですけど、2 番の権利移動の区分で所有権（売買）で、地目が公簿で田んぼ、現況で田んぼで譲受人が譲受された場合、自作で面積と面積、これ田んぼと畑と分けているんですけど、これは申請するんですかね。</p>
議 長	<p>事務局、大森係長。</p>
大森係長	<p>これはですね、経営面積を分けているわけではなくて、今、個人名が持っている田んぼと畑の面積がこれだけあって、それにプラスアルファで今回売買した面積が加わるということになりますので、そういうことになります。</p>
時田委員	<p>はい。</p>
議 長	<p>時田委員。</p>
時田委員	<p>ちょっともうひとつ、この金額という単価、価格が異常に安いんですけども、なぜこの金額なの。</p>
議 長	<p>事務局、大森係長。</p>
大森係長	<p>安いと思います。なので、基盤法が使えなかったと。それで、3 条での売買ということになっております。</p>
議 長	<p>事務局、澤口再任用。</p>

澤口再任用	実質、土地自体が袋地で接道していないんですよね。だから、2名の方しか、多分所有できない状態にはなってます。
落合委員	耕作してなかったんだっけ。
澤口再任用	個人名が借りています。
落合委員	じゃあ、個人名のほうから歩いてたんだ。
澤口再任用	そうだと思いますが。
落合委員	個人名のところ借りてたんだもんね。
時田委員	袋地って、けども個人名の家のところを通って行くと…。
澤口再任用	結局、個人名は地続きだったんですけども、個人名でなくなる場合は、個人名か、個人名。
時田委員	いや、個人名あって、その間は道路になっているんだよ。
澤口再任用	道路はなかったんですけど。民地にはあったかもしれないんですけども、公の道路はなかったはずですが。
時田委員	いや、この奥に田んぼ、中学校の裏に田んぼあんだけど、個人名作っているんだけども。皆さん、個人名の間の道路を通してこの土地に行っているんだけども。
吉田委員	話の途中だけども、いいですか。 推進委員の人も来て、後からの会議もあるので、あんまり待たしたくないので、それ後から事務局のほうと。
時田委員	はい、分かりました。
議 長	よろしいですか。
時田委員	はい。
議 長	他にございませんか。なければ、本件は原案のとおり決定いたします。
日程第8 議 長	日程第8 議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。 番号1を上程いたします。 事務局に朗読させます。  (事務局：朗読)

議 長	事務局長より説明があります。
事務局長	<p>御説明いたします。</p> <p>本件に関しましては、特別養護老人ホームつれづれの郷より西側の農地でございますが、隣地において米穀販売のための低温倉庫3棟を建設し事業展開しておりますが、事業拡張により現施設が手狭になることから倉庫1棟や資材置場などを新設したい旨、許可申請書が提出されたものでございます。</p> <p>なお、提出された関係書類で倉庫や資材置場などの配置計画を確認いたしましたが、必要最低限の転用面積となっているものと考えております。</p> <p>以上、よろしく御審議願います。</p>
議 長	<p>朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議 長	御異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。
日程第9 議 長	<p>日程第9 議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画(所有権移転)の決定について」を議題といたします。</p> <p>番号1から番号11までを一括上程いたします。</p> <p>事務局に朗読させます。</p> <p>(事務局：朗読)</p>
議 長	事務局長より説明があります。
事務局長	<p>御説明いたします。</p> <p>番号1から番号7までの案件につきましては、現在、村内地区農地整備事業計画が進められております函館育ちライスターミナル及び北海道水田発祥の地碑周辺の農地ございまして、これら農地の近隣を耕作し経営規模拡大を図ろうとする方へ売買するものでございます。番号8につきましては、清川農村センターより東側の農地ございまして、平成22年3月よりこの農地を耕作してきました方へ売買するものでございます。番号9及び番号10の案件につきましても、村内地区農地整備事業計画が進められております北海道水田発祥の地碑より南側などの農地ございまして、平成18年1月よりこの農地を耕作してきました方へ売買するものでございます。番号11につきましては、文月町内会館より西側の農地ございまして、令和2年4月よりこの農地を耕作してきました方へ売買するものでございます。</p> <p>以上、よろしく御審議願います。</p>

議 長	朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。  (「異議なし」の声あり)
議 長	御異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。
議 長	次の番号12の案件につきましては、13番佐々木勝利委員が北 斗市農業委員会会議規則第25条の規定により、「議事参与の制限」 の対象となりますので退席を求めます。  (佐々木委員 退席)
議 長	それでは、番号12を上程いたします。 事務局に朗読させます。  (事務局：朗読)
議 長	事務局長より説明があります。
事務局長	御説明いたします。 番号12につきましては、第四東光保育園より西側の農地でござ いまして、平成30年5月よりこの農地を耕作してきました方へ売 買するものでございます。 以上、よろしく御審議願います。
議 長	朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたし ます。  (「異議なし」の声あり)
議 長	御異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。  (佐々木委員 復席)
日程第10 議 長	日程第10 議案第6号「農業経営基盤強化促進法第18条の規 定による農用地利用集積計画（賃貸借）の決定について」を議題と いたします。 番号1から番号29までを一括上程いたします。 事務局に朗読させます。  (事務局：朗読)
議 長	事務局長より説明があります。
事務局長	御説明いたします。 番号1及び番号2の案件につきましては、先ほどの議案第2号

(合意解約通知の成立状況の確認)がありました沖川小学校より西側の農地でございます。労働力不足のため経営規模拡大を図ろうとする方へ貸すものでございます。番号3につきましては、新函館北斗駅より北側の農地でございます。労働力不足のため隣接地を耕作する方へ貸すものでございます。番号4につきましては、道南農業試験場より西側の農地でございます。労働力不足のため隣接地を耕作する方へ貸すものでございます。番号5及び番号6の案件につきましては、(株)サン・グリーン函館工場より北側の農地でございます。労働力不足のため隣接地を耕作する方へ貸すものでございます。番号7及び番号8の案件につきましては、第四東光保育園より東側、南側の農地でございます。労働力不足のため経営規模拡大を図ろうとする方へ貸すものでございます。番号9につきましては、(株)駒井生コンより南側、北海道パークレット工業(株)より南西側の農地でございます。労働力不足のため経営規模拡大を図ろうとする方へ貸すものでございます。番号10につきましては、新函館北斗駅より北側の農地でございます。労働力不足のため経営規模拡大を図ろうとする方へ貸すものでございます。番号11につきましては、函館トヨペット萩野テクニカルセンターより北側の農地でございます。労働力不足のため経営規模拡大を図ろうとする方へ貸すものでございます。番号12につきましては、白川コミュニティセンターより南側、北側の農地で、北海道農業公社が実施する農地保有合理化事業を活用し借り受けるものでございます。番号13につきましては、新函館北斗駅より北側、番号14につきましては新函館北斗駅より南側、番号15につきましてはJ A新はこだて大野ライスターミナルより北東側の農地でございます。労働力不足のため隣接地を耕作する方へ貸すものでございます。

なお、番号16から番号29までの案件につきましては、継続で引き続き賃貸借するものでございますので、説明は省略させていただきます。

以上、よろしく御審議願います。

議 長

朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。

8 番落合委員。

落合委員

13番と15番の賃借料の単価というのは、平均よりは安いと思うんですけど、これって使用貸借とかそういうのでは契約できないものですか、安い理由を教えてください。

議 長

事務局長。

事務局長

お答えいたします。

番号13につきましては、隣地と比べまして下の状態があまりよろしくないということで、賃借料をこの金額で貸し付けた、借り受けたということでございます。番号15につきましても、下の状況がよろしくないということでこの金額での契約に至ったということでございます。

以上でございます。

落合委員	はい、分かりました。
議 長	3番齊藤委員。
齊藤委員	11番の件なんですけれども、 <span style="border: 1px solid black;">個人名</span> から <span style="border: 1px solid black;">個人名</span> 。地図でいくと27ページの下の段、うちのすぐ近くなんで物件は見ているんですけども、客土をしてそれを上から下まで全部、1枚にして田んぼをつくるという話なんです。そうすると、この地目でいくと畑になっているのは <span style="border: 1px solid black;">面積</span> くらいあるけども、それも全部田んぼということで転作するらしいんだけど、水とかそういうのは土地改良区の話になるから気にしなくてもいいのかな。
議 長	事務局、大森係長。
大森係長	現地を見て、農地巡回のついでにちょっと見てきたんですけども、そういうような状態、1枚になっていたのが改良区に話を聞いて、改良区としても現実的には田んぼの分しか想定していないのに、こちらの畑にも水を入れるということになると盗水という可能性もあるのでちょっと話を聞いてみたいということをしていました。
齊藤委員	そうしたら、話がついている。
大森係長	話がついているかは分からないんですけど、改良区としては確認するということでした。
齊藤委員	はい、分かりました。
議 長	1番澤田委員。
澤田委員	それじゃあ、農業委員会としては別に問題はないの。
議 長	事務局、大森係長。
大森係長	農業委員会とすれば、土地の貸し借りをこの単価でやって、単価に妥当性があればという。
澤田委員	地目が畑という状態で田んぼにしますよというのは問題ないの。
大森係長	そうですね、水の問題だけがちょっと解決していない。
澤田委員	はい、分かりました。
議 長	他にございませんか。なければ、本件は原案のとおり決定いたします。
議 長	次の番号30及び番号31の案件につきましては、13番佐々木

	<p>勝利委員が北斗市農業委員会会議規則第25条の規定により、「議事参与の制限」の対象となりますので退席を求めます。</p> <p>(佐々木委員 退席)</p>
議 長	<p>それでは、番号30及び番号31を一括上程いたします。 事務局に朗読させます。</p> <p>(事務局：朗読)</p>
議 長	<p>事務局長より説明があります。</p>
事務局長	<p>御説明いたします。 番号30につきましては(株)サン・グリーン函館工場より西側、番号31につきましては添山会館より北東側の農地でございます、労働力不足のため近接地を耕作する方へ貸すものでございます。 以上、よろしく御審議願います。</p>
議 長	<p>朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議 長	<p>御異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。</p> <p>(佐々木委員 復席)</p>
日程第11 議 長	<p>日程第11 議案第7号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画(使用貸借)の決定について」を議題といたします。 番号1から番号4までを一括上程いたします。 事務局に朗読させます。</p> <p>(事務局：朗読)</p>
議 長	<p>事務局長より説明があります。</p>
事務局長	<p>御説明いたします。 番号1につきましては、介護老人保健施設いなほより南西側の農地で労働力不足のため、近接地を耕作する方と使用貸借するものでございます。番号2につきましては、円通寺より東側の農地で、労働力不足のため隣接地を耕作する方と使用貸借するものでございます。番号3につきましては、(株)サン・グリーン函館工場より南東側の農地で、引き続き1年の期間を設定し使用貸借するものでございます。番号4につきましては、介護老人保健施設いなほより南西側の農地で、引き続き1年の期間を設定し使用貸借するものでございます。</p>



	<p>以上、よろしく御審議願います。</p>
議 長	<p>朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議 長	<p>御異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。</p>
日程第12 議 長	<p>日程第12 議案第8号「農地移動適正化あっせんの申出について」を議題といたします。 番号1から番号5までを一括上程いたします。 事務局に朗読させます。</p> <p>(事務局：朗読)</p>
議 長	<p>朗読が終わりましたので、あっせん委員を指名いたします。 番号1につきましては、議席番号2番山本正人委員、議席番号11番時田孝喜委員、補助委員として高橋陽一推進委員を。番号2につきましては、議席番号10番佐々木敬子委員、議席番号11番時田孝喜委員、補助委員として鹿角昭夫推進委員を。番号3につきましては、議席番号11番時田孝喜委員、議席番号14番和田勝雄委員、補助委員として鹿角昭夫推進委員を。番号4につきましては、議席番号5番佐々木秀樹委員、議席番号9番吉田勝幸委員、補助委員として安田秀幸推進委員を。番号5につきましては、議席番号1番澤田亨委員、議席番号6番岡村栄士委員、補助委員として加藤美智子推進委員を指名することに御異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議 長	<p>御異議なしと認め、本件は指名のとおり決定いたします。 あっせん委員に指名された方は、よろしくお願いたします。</p>
落合委員	<p>はい。</p>
議 長	<p>落合委員。</p>
落合委員	<p>1番の希望価格<del>金額</del>って高いんじゃないですか。</p>
議 長	<p>事務局長。</p>
事務局長	<p>お答えいたします。 通常、売買する際に過去の、ここ最近の事例を計算しているんですけども、その価格でいくと大体<del>金額</del>から<del>金額</del>の範囲で売買されている実態がございますので、本人にそれくらいの売買実績がありますというお話をしたところ、それであれば<del>金額</del>でとりあえず交渉していただきたいということでしたので<del>金額</del>という価格での希望</p>

	<p>を聞いております。 以上でございます。</p>
時田委員	はい。
議 長	時田委員
時田委員	<p>今の1番の件ですけれども、<span style="border: 1px solid black;">地区名</span>の人が前に借りてて牧草を蒔いていたんですね、たしか。<span style="border: 1px solid black;">会社名</span>かどこかを入れて、畦畔を全部取っ払ってしまって、敷き均ししてしまったのさ。それで、表土が偏った形の水田になってるんだけど、その辺は地主さんは分かっているのかい。</p>
議 長	事務局、大森係長。
大森係長	<p>この金額が、先ほど落合委員から高いという話があって、現実的ではないという話も一度はしています。現地で立ち会って、この状態だと水も張れないよと、国の制度が変わって5年に1回は水を張らないと補助金だとかそういうのも出なくなったので、昔の値段ではちょっと無理なんですよという話もしたんですけども、本人がこの金額でということだったので、希望金額は聞くことにはしていますので、まず我々のほうでは聞きましたということでこの案件で載せたという次第です。</p>
議 長	よろしいですか。
時田委員	はい。
議 長	他にございませんか。なければ、あっせん委員に指名された方は、よろしく願いいたします。
日程第13 議 長	<p>日程第13 議案第9号「土地の現況証明調査委員の指名について」を議題といたします。 事務局に朗読させます。</p> <p>(事務局：朗読)</p>
議 長	<p>朗読が終わりましたので、調査委員を指名いたします。 議席番号1番澤田亨委員、議席番号5番佐々木秀樹委員、議席番号12番加藤隆委員、議席番号13番佐々木勝利委員の、以上4名を指名することに御異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議 長	御異議なしと認め、本件は指名のとおり決定いたします。

<p>日程第14 議長</p>	<p>日程第14 議案第10号「令和5年度最適化活動の目標の設定等について」を議題といたします。 事務局に朗読させます。</p>
	<p>(事務局：朗読)</p>
<p>議長</p>	<p>事務局長より説明があります。</p>
<p>事務局長</p>	<p>御説明いたします。 この最適化活動の目標の設定等につきましては、「農業者の減少や高齢化が進む中、農業委員会は最適化活動を確実に実施することが重要であり、その透明性を確保する必要がある。このため、農業委員会は令和4年度から毎年度、最適化活動の目標を設定し、最適化活動の実施状況及び最適化活動の目標の達成状況について点検・評価し、その結果を公表するとともに知事に報告するものとする」とされたことから、記載のとおり設定するものでございます。 24ページを御覧いただきたいと思います。 令和5年4月1日現在の農業委員会の現在の体制、農家・農地等の概要について記載しております。 2農家・農地等の概要でございますが、農林業センサスの数値を使用しておりますので実際とは差異がございますが、認定農業者数につきましては192経営体で前年比4経営体の減、基本構想水準到達者は398経営体で前年比14経営体の増となっております。 ページ右側の1最適化活動の成果目標の(1)農地の集積①現状及び課題でございますが、令和5年3月末現在で3,503ヘクタールが集積されておまして、前年比10ヘクタールの増となっております。②目標でございますが、今年度の新規集積面積は、過去の実績を踏まえ9ヘクタールと設定しますので、委員皆さんの活動による積み上げにより目標達成してまいりたいと考えております。 (2)遊休農地の解消①現状及び課題でございますが、現状としては黄区分の遊休農地が32.1ヘクタール存在しております。この黄区分とは、草刈り等では直ちに耕作することはできない、重機等を使用しなければ再生できない農地を言いますが、解消はなかなか厳しい面がありますので、利用状況調査や個々の地区巡回により、適正に管理されていない農地を早期に発見し、所有者に対して管理指導を行うなど、遊休農地を発生させない活動に主眼を置くこととします。 25ページをお開きください。(3)新規参入の促進①現状及び課題でございますが、直近3年度の実績を記入しております。令和4年度中の新規参入相談は数件ございましたが、実際の新規参入者はおりませんでした。②目標でございますが、令和元年度から過去3年間の権利移動面積を記載しておりますが、目標面積につきましてはその平均の1割以上を設定しなければならないことから34ヘクタールとしております。今後におきましても、市などの関係機関と連携を取りながら新規参入希望者への対応をしてまいりたいと考えます。2最適化活動の活動目標(1)推進委員等が最適化活動を行う日数目標でございますが、昨年度と同様に1人当たりの活</p>

動日数を6日と設定いたしますので、工夫をしながら活動でクリアしていただけるようお願いいたします。なお、この最適化活動とは、農地巡回指導や農地相談などの割り当てされたもの、農家の意向把握やそれを踏まえた利用調整、あっせん指名後の活動、地区内巡回パトロール、ほ場などの出先での農家からの情報収集、委員同士での意見交換など多岐にわたります。どんな短い時間でも1日の活動となりますので、活動記録簿への記入の習慣化をお願いいたします。(2) 活動強化月間の設定目標でございますが、8月・9月に農地利用状況調査、翌年2月に担い手への利用集積・集約化の推進を委員会として統一的に取り組む活動として位置付けますので、特に集中的な活動をよろしくをお願いいたします。(3) 新規参入相談会への参加目標でございますが、渡島総合振興局が主催する相談会へ1名以上参加することとしております。参加者につきましては追って調整させていただきたいと考えております。

説明は以上となりますが、それぞれ掲げております目標の達成に向けた委員個々の活動についてよろしくお願いいたします。

議 長

朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。

(「異議なし」の声あり)

議 長

御異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。

議 長

以上で、本日の全日程を終了いたしました。  
これをもちまして、第14回北斗市農業委員会総会を閉会いたします。  
御苦労様ございました。

(午後 3時 8分 閉会)

議長(会長) 和田勝雄

署名委員 山本正人

〃 時田孝喜